

TOKYO CARD法人会員規約（ビジネスカード・営業性個人併用型） 新旧対比表

現行	改定後（2024年4月改定）
<p>第2条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>1. 当社は、会員および使用者に使用者氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）を券面に上印字した会員の申込区分に応じたクレジットカード（以下「カード」という）を発行し、貸与します。カードおよびカード情報は、カード券面に上印字された使用者本人以外使用できないものとします。また、会員および使用者は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また、違法な取引を使用してはなりません。また、会員および使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理するものとします。会員は、カード発行後も、届出事項（第20条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。</p> <p>2. 使用者は、使用者本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします。</p>	<p>第2条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>1. 当社は、会員および使用者に使用者氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）を券面に印字した会員の申込区分に応じたクレジットカード（以下「カード」という）を発行し、貸与します。カードおよびカード情報は、カード券面に印字された使用者本人以外使用できないものとします。また、会員および使用者は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また、違法な取引を使用してはなりません。また、会員および使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理するものとします。会員は、カード発行後も、届出事項（第20条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。</p> <p>2. 使用者は、使用者本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします。（カードに署名欄がある場合に限る。）</p>
<p>第8条（代金決済）</p> <p>7. 当社は、前6項に定める会員の毎月の支払額を支払期日が10日の場合は当初月初旬に、支払期日が毎月26日の場合は当中旬に会員の届出住所へご利用代金明細書または請求明細書を送付し、通知します。通知を受けた後10日以内に当社に対して異議の申し立てがない場合には、ご利用代金明細書または請求明細書の内容について承認したものとみなします。</p>	<p>第8条（代金決済）</p> <p>7. 当社は、前6項に定める会員の毎月の支払額を支払期日が10日の場合は当初月初旬に、支払期日が毎月26日の場合は当中旬に会員の届出住所へご利用代金明細書または請求明細書を送付し、通知します。通知を受けた後10日以内に当社に対して異議の申し立てがない場合には、ご利用代金明細書または請求明細書の内容について承認したものとみなします。</p>
<p>第11条（退会）</p> <p>1. 会員が退会をする場合は、所定の届出用紙により当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当社に返却するものとします。会員は、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>2. 使用者が退会をする場合は、所定の届出用紙により当社に会員が届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当社に返却するものとします。</p>	<p>第11条（退会）</p> <p>1. 会員が退会をする場合は、所定の方法により当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当社に返却するものとします。会員は、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>2. 使用者が退会をする場合は、所定の方法により当社に会員が届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当社に返却するものとします。</p>
<p>第12条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等）</p> <p>4. 会員または使用者が次のいずれかに該当した場合はまたはその他当社において会員または使用者として不適格と認められた場合は、当社は通知・催告なくせずに会員資格ないし使用者資格を取り消すことができるものとします。会員資格または使用者資格を取り消された場合、会員は当社に対する会員資格または使用者資格に基づく権利を喪失するものとします。</p> <p>(1) 虚偽の申告をした場合</p> <p>(2) 本規約のいずれかに違反した場合</p> <p>(3) 当社に対するカード利用に係る債務の履行を怠った場合</p> <p>(4) 信用状態に重大な変化が生じた場合</p> <p>(5) カードの利用状況が適当でない当社が判断した場合</p> <p>(6) カード発行後2ヶ月以内に決済口座の設定手続きが完了しない場合</p> <p>(7) 使用者が会員役員もしくは従業員でなくなった場合は会員が使用者資格の取消の申出があった場合（後者の場合において会員は、当社が使用者資格を取り消したことによって生じた使用者との紛争につき、会員の責任と費用で解決するものとし、当社が被った全損害を補償するものとします。）</p> <p>(8) 使用者が死亡した場合または使用者の親族等から使用者が死亡した旨の連絡があった場合</p> <p>(9) 会員（当該法人の役員等を含む）または使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者となつた時または5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係役員、暴力団関係会長、総会屋等、社会運動等標榜団体または特殊技能暴力団構成員、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁、資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の①から⑧のいずれかに該当した場合。</p> <p>①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</p> <p>②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</p> <p>③自己、自もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>(10) 会員（当該法人の役員・実質的支配者等を含む）または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>①暴力団員等が②法的な責任を超えた不当な要求を行う③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為④風説を流布し、偽造もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為⑤その他前記①から④に準ずる行為</p> <p>(11) 当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の(イ)から(ホ)に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者が従業員を行った場合を含む。）(イ) 暴力、威嚇、脅迫、強要等 (ロ) 暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動 (ハ) 人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動 (ニ) 長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ (ホ) 金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不当だと認められる要求等</p> <p>(12) 会員または使用者に対し本条第8項または第9項または第20条第4項の調査等が完了しない場合や、調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や、会員または使用者がこれらの調査等に虚偽の回答をした場合</p> <p>(13) 当社から貸与された他のカードを所持している場合において、当該他のカードにつき、上記(1)から(12)に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合</p>	<p>第12条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等）</p> <p>4. 会員または使用者が次のいずれかに該当した場合はまたはその他当社において会員または使用者として不適格と認められた場合は、当社は通知・催告なくせずに会員資格ないし使用者資格を取り消すことができるものとします。会員資格または使用者資格を取り消された場合、会員は当社に対する会員資格または使用者資格に基づく権利を喪失するものとします。</p> <p>(1) 虚偽の申告をした場合</p> <p>(2) 本規約のいずれかに違反した場合</p> <p>(3) 当社に対するカード利用に係る債務の履行を怠った場合</p> <p>(4) 信用状態に重大な変化が生じた場合</p> <p>(5) カードの利用状況が適当でない当社が判断した場合</p> <p>(6) カード発行後2ヶ月以内に決済口座の設定手続きが完了しない場合</p> <p>(7) 使用者が会員役員もしくは従業員でなくなった場合は会員が使用者資格の取消の申出があった場合（後者の場合において会員は、当社が使用者資格を取り消したことによって生じた使用者との紛争につき、会員の責任と費用で解決するものとし、当社が被った全損害を補償するものとします。）</p> <p>(8) 使用者が死亡した場合または使用者の親族等から使用者が死亡した旨の連絡があった場合</p> <p>(9) 会員（当該法人の役員・実質的支配者等を含む）または使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者となつた時または5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係役員、暴力団関係会長、総会屋等、社会運動等標榜団体または特殊技能暴力団構成員、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁、資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の①から⑧のいずれかに該当した場合。</p> <p>①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</p> <p>②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</p> <p>③自己、自もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>(10) 会員（当該法人の役員・実質的支配者等を含む）または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>①暴力団員等が②法的な責任を超えた不当な要求を行う③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為④風説を流布し、偽造もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為⑤その他前記①から④に準ずる行為</p> <p>(11) 当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の(イ)から(ホ)に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者が従業員を行った場合を含む。）(イ) 暴力、威嚇、脅迫、強要等 (ロ) 暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動 (ハ) 人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動 (ニ) 長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ (ホ) 金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不当だと認められる要求等</p> <p>(12) 会員または使用者に対し本条第9項または第10項または第20条第4項の調査等が完了しない場合や、調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や、会員または使用者がこれらの調査等に虚偽の回答をした場合</p> <p>(13) 当社から貸与された他のカードを所持している場合において、当該他のカードにつき、上記(1)から(12)に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合</p>
<p>5. 会員は、前項により、会員資格を取り消された場合、直ちに全カード、およびチケット等がある場合はこれらを当社に返却するものとします。また、使用者が使用者資格を取り消された場合は、直ちに当該使用者のカード、およびチケット等がある場合にはこれらを当社に返却するものとします。また、会員資格または使用者資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。</p> <p>6. 当社は、本条第4項により、会員資格または使用者資格を取り消した場合、加盟店等（カードおよびチケット等の無効を通知または登録できるものとします。また、会員または使用者は、加盟店等を通じてカードおよびチケット等の返還を求められた場合、直ちに当該カードおよびチケット等を返還するものとします。会員または使用者は、本項の義務が履行できない場合にはその旨を直ちに当社へ通知するものとします。</p> <p>7. 会員および使用者は、会員または使用者の会員資格もしくは使用者資格の取消後においても、カードを利用または利用されたこと（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る債務について、全て支払いの責を負うものとします。ただし、使用者の支払債務は第7条第2項に定める範囲に限られるものとします。</p> <p>8. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認められた場合には、使用者に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認められる場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</p> <p>9. 当社は、会員または使用者の情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や書類等の提出を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、会員および使用者は、当該本人確認や取引目的等の確認に応じざるものとします。当社は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定して会員または使用者に回答を求めた場合で、会員または使用者から正当な理由なく指定した期限までに回答がでない場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</p> <p>10. 当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施しあるいは実施しようとする場合において、資金業法、割賦販売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断する場合には、事前に当社が相当と認める方法で告知の上、一定期間カードショッピング、キャッシュサービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。</p>	<p>5. 当社は、会員または使用者が前項第9号または第10号の事由に該当した場合、会員および使用者の保有する当社が発行する全てのカードについて、通知・催告等せずに会員資格または使用者資格を取り消すことができるものとします。当社が会員および使用者とのその他の契約についても通知・催告等せずに解除することができるものとします。</p> <p>6. 会員は、本条第4項により、会員資格を取り消された場合、直ちに全カード、およびチケット等がある場合はこれらを当社に返却するものとします。また、使用者が使用者資格を取り消された場合は、直ちに当該使用者のカード、およびチケット等がある場合にはこれらを当社に返却するものとします。また、会員資格または使用者資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。</p> <p>7. 当社は、本条第4項により、会員資格または使用者資格を取り消した場合、加盟店等（カードおよびチケット等の無効を通知または登録できるものとします。また、会員または使用者は、加盟店等を通じてカードおよびチケット等の返還を求められた場合、直ちに当該カードおよびチケット等を返還するものとします。会員または使用者は、本項の義務が履行できない場合にはその旨を直ちに当社へ通知するものとします。</p> <p>8. 会員および使用者は、会員または使用者の会員資格もしくは使用者資格の取消後においても、カードを利用または利用されたこと（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る債務について、全て支払いの責を負うものとします。ただし、使用者の支払債務は第7条第2項に定める範囲に限られるものとします。</p> <p>9. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認められた場合には、使用者に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認められる場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</p> <p>10. 当社は、会員または使用者の情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や書類等の提出を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、会員および使用者は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定して会員または使用者に回答を求めた場合で、会員または使用者から正当な理由なく指定した期限までに回答がでない場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</p> <p>11. 当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施しあるいは実施しようとする場合において、資金業法、割賦販売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断する場合には、事前に当社が相当と認める方法で告知の上、一定期間カードショッピング、キャッシュサービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。</p> <p>12. 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認められた場合には、他のカテゴリーのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限することができるものとします。</p>
<p>第14条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. 会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づき一切の債務について当然に期限の利益を失い、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当該使用者の本規約に基づき一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(1) 仮差押、差押、競売の申請、破産もしくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき</p> <p>(2) 租税公課を滞納して督促を受けたり、または保全差押があったとき</p> <p>(3) 自ら振り出した手形、小切手が不渡になったとき、または一般の支払いを停止したとき</p> <p>(4) 当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合。</p>	<p>第14条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. 会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づき一切の債務について当然に期限の利益を失い、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当該使用者の本規約に基づき一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(1) 仮差押、差押、競売の申請、破産もしくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき</p> <p>(2) 租税公課を滞納して督促を受けたり、または保全差押があったとき</p> <p>(3) 自ら振り出した手形、小切手が不渡になったとき、または一般の支払いを停止したとき</p> <p>(4) 当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合。</p> <p>(5) 会員または使用者が第12条第4項第9号または第10号の事由に該当したことが判明した場合。</p>
<p>第17条（会員保障制度）</p> <p>3. 次の場合は、当社では補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>(1) 会員または使用者の故意または重大な過失に起因する損害</p> <p>(2) 損害の発生が保障期間外の場合</p> <p>(3) 会員の役員・社員、使用者の家族・同居人、カードまたはチケット等の受領に關する代理人による不正利用に起因する損害</p> <p>(4) 第4項の義務を会員が怠った場合</p> <p>(5) 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合</p> <p>(6) 暗証番号の入力を伴う取引についての損害（ただし、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員および使用者に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。）</p> <p>(7) 前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受理した日の6日以前に生じた損害</p> <p>(8) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乘じられた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>(9) その他本規約に違反する使用に起因する損害</p> <p>4. 会員が損害のてん補を請求する場合において、当社が必要と判断した場合は、損害の発生を知ったときから30日以内に当社が損害のてん補に必要と認め書類を当社に提出していただくとともに、当社または当社の委託を受けたものが被害状況等の調査を行う場合などに協力するものとします。</p> <p>5. 会員は、本条第1項の紛失・盗難に関して警察署その他から連絡を受けたときは、その旨を直ちに当社に通知し、当社と協力して損害の発生を防止し努めるものとします。</p> <p>6. 会員は、当社から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して本会員が保有する一切の権利をてん補を受けた金額の限度で当社に移転し、移転に必要な手続きを一切のものとします。また、会員は、当該てん補を受けた場合、当該てん補の対象である不正利用に関して、名目を問わず第三者から金品を受領した場合は、当該金品を当社に支払うものとします。</p> <p>7. 会員は、前条第2項に従って当社に対して通知または届出した事項、および第4項の書類に記載した事項を、当社が必要に応じて、当社が契約する損害保険会社に提供することを予め承諾するものとします。</p>	<p>第17条（会員保障制度）</p> <p>3. 次の場合は、当社では補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>(1) 会員または使用者の故意または重大な過失に起因する損害</p> <p>(2) 損害の発生が保障期間外の場合</p> <p>(3) 会員の役員・社員、使用者の家族・同居人、カードまたはチケット等の受領に關する代理人による不正利用に起因する損害</p> <p>(4) 第4項の義務を会員が怠った場合</p> <p>(5) 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合</p> <p>(6) 暗証番号の入力を伴う取引についての損害（ただし、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員および使用者に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。）</p> <p>(7) 会員または使用者が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員または使用者の過失に起因する場合</p> <p>(8) 前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受理した日の6日以前に生じた損害</p> <p>(9) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乘じられた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>(10) その他本規約に違反する使用に起因する損害</p> <p>4. 会員が損害のてん補を請求する場合において、当社が必要と判断した場合は、損害の発生を知ったときから30日以内に当社が損害のてん補に必要と認め書類を当社に提出していただくとともに、当社または当社の委託を受けたものが被害状況等の調査を行う場合などに協力するものとします。</p> <p>5. 会員および使用者は、本条第1項の紛失・盗難に関して警察署その他から連絡を受けたときは、その旨を直ちに当社に通知し、当社と協力して損害の発生を防止し努めるものとします。</p> <p>6. 会員および使用者は、当社から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して本会員が保有する一切の権利をてん補を受けた金額の限度で当社に移転し、移転に必要な手続きを一切のものとします。また、会員および使用者は、当該てん補を受けた場合、当該てん補の対象である不正利用に関して、名目を問わず第三者から金品を受領した場合は、当該金品を当社に支払うものとします。</p> <p>7. 会員および使用者は、前条第2項に従って当社に対して通知または届出した事項、および第4項の書類に記載した事項を、当社が必要に応じて、当社が契約する損害保険会社に提供することを予め承諾するものとします。</p>
<p>第18条（カードの再発行）</p> <p>カードを紛失・盗難、毀損、滅失等した場合には、当社所定の届けを提出していただき当社が適当と認めた場合に限り再発行いたします。この場合、会員または使用者は当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。</p>	<p>第18条（カードの再発行）</p> <p>カードを紛失・盗難、毀損、滅失等した場合には、当社所定の方法で届けを出し、当社が適当と認めた場合に限り再発行いたします。この場合、会員または使用者は当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。</p>
<p>第19条（カードの有効期限）</p> <p>1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード券面に印字された月の末日までとします。</p>	<p>第19条（カードの有効期限）</p> <p>1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード券面に印字された月の末日までとします。</p>
<p>第20条（届出事項の変更等）</p> <p>1. 会員が当社に届出た使用者、住所、連絡先、代金決済口座氏名、電話番号、電子メールアドレス、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）等に関する情報に変更が生じた場合は、遅滞なく当社が指定する届出用紙または当社宛に所定の届出用紙により届け出るものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、当社への電話等により届け出る方法により届け出ることができます。</p> <p>2. 前項の届出がなれない場合でも、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更がある合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る前項の届出があったものと取り扱うことがあります。なお、会員は当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。</p> <p>3. 第1項の届出がなれない場合には、遅滞なく当社宛に送付書類その他のものが届着し、または到着した場合には、通常到着するべき日に会員が到着したものとみなします。ただし、第1項の届出を行わなかったことについて已むを得ない事情があるときは、この限りではありません。</p> <p>4. 会員または使用者が第12条第4項第9号または第10号に該当すると具体的な疑われる場合には、当社は、会員および使用者に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員および使用者は、これに応じざるものとします。</p> <p>5. 当社は会員または使用者への意思表示・通知について、当該意思表示・通知を省略しても会員に不利益がない場合にはこれを省略して意思表示・通知があったものとみなすことができるものとします。</p>	<p>第20条（届出事項の変更等）</p> <p>1. 会員が当社に届出た使用者、住所、連絡先、代金決済口座氏名、電話番号、電子メールアドレス、国籍、在留資格、在留期間、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）等に関する情報に変更が生じた場合は、遅滞なく当社が指定する届出用紙または当社宛に所定の届出用紙により届け出るものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、当社への電話等により届け出る方法により届け出ることができます。</p> <p>2. 前項の届出がなれない場合でも、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更がある合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る前項の届出があったものと取り扱うことがあります。なお、会員は当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。</p> <p>3. 第1項の届出がなれない場合には、遅滞なく当社宛に送付書類その他のものが届着し、または到着した場合には、通常到着するべき日に会員が到着したものとみなします。ただし、第1項の届出を行わなかったことについて已むを得ない事情があるときは、この限りではありません。</p> <p>4. 会員または使用者が第12条第4項第9号または第10号に該当すると具体的な疑われる場合には、当社は、会員および使用者に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員および使用者は、これに応じざるものとします。</p> <p>5. 当社は会員または使用者への意思表示・通知について、当該意思表示・通知を省略しても会員に不利益がない場合にはこれを省略して意思表示・通知があったものとみなすことができるものとします。</p> <p>6. 当社は、日本国籍を保有する者に本邦に居住している会員および使用者に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を定めることがあり、当該会員および使用者は届出に定めるものとします。</p>
<p>第26条（カードショッピング）</p> <p>2. 加盟店の店頭での利用手続き 商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店がカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができ、また、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のもの認められない場合にはカードの利用ができないことがあります。なお、当社が適当と認め加盟店においては、当社が保証を省略するところ、署名に代えて氏名と同一の暗証番号を店頭端末へ入力すること、またはチップを端末機等に接触して利用される場合（非接触型チップでの売上票の場合、以下本条において同じ）は、ご利用の金額に応じサインもしくは売上票への署名をすることで当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。</p>	<p>第26条（カードショッピング）</p> <p>2. 加盟店の店頭での利用手続き 商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店がカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができ、また、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のもの認められない場合にはカードの利用ができないことがあります。（カードに署名欄がある場合に限る。） なお、当社が適当と認め加盟店においては、売上票へ代えて氏名と同一の暗証番号を店頭端末へ入力すること、またはチップを端末機等に接触してご利用の金額に応じサインもしくは売上票への署名をすることで当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。</p>
<p>第27条（立替払の承諾等）</p> <p>1. 会員および使用者は、当社に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払を委託しているものとします。会員および使用者は、当社が会員および使用者からの委託に基づき、会員および使用者の加盟店等に対する支払に代わり行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の会員または使用者に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当社に主張できる範囲を除き、加盟店等に有する抗弁（同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません）を放棄するものとします。</p>	<p>第27条（立替払の承諾等）</p> <p>1. 会員および使用者は、当社に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払を委託しているものとします。会員および使用者は、当社が会員および使用者からの委託に基づき、会員および使用者の加盟店等に対する支払に代わり行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の会員または使用者に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当社に主張できる範囲を除き、加盟店等に有する抗弁（同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません）を放棄するものとします。</p>

※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当社へご返却ください。

(2024年4月改定)

ETCカード規約（法人向けカード）

第8条（会員保障制度）

3. 次の場合は、当社では補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。

(1) 会員または使用者の故意または重大な過失に起因する損害。なお、会員または使用者がETCカードを車内に放置していた場合、紛失・盗難について、会員または使用者に重大な過失があるものと見なします。

(2) 損害の発生が保障期間外の場合

(3) 会員の役員・社員、使用者の家族・同居人、ETCカードの受領に關する代理人による不正利用に起因する損害

(4) 会員が本条第4項の義務を怠った場合

(5) 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合

(6) 会員または使用者が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員または使用者の過失に起因する場合

(7) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害

(8) その他本規約および会員規約に違反する使用に起因する損害

第11条（退会）

1. 会員がETCカードを退会する場合は、所定の届出用紙により当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全ETCカードを当社に返却するものとします。なお、回収後のETCカードの退会後には利用代金債権は、会員が支払の責を負うものとします。

2. 使用者がETCカードを退会する場合は、**当社所定の方法**により当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、退会する使用者のETCカードを当社に返却するものとします。

第12条（再発行）

1. ETCカードの再発行は、当社所定の方法で届出を行って当社が適当と認めた場合に限ります。この場合、会員は当社所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。

(2020年10月改定)

第8条（会員保障制度）

3. 次の場合は、当社では補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。

(1) 会員または使用者の故意または重大な過失に起因する損害。なお、会員または使用者がETCカードを車内に放置していた場合、紛失・盗難について、会員または使用者に重大な過失があるものと見なします。

(2) 損害の発生が保障期間外の場合

(3) 会員の役員・社員、使用者の家族・同居人、ETCカードの受領に關する代理人による不正利用に起因する損害

(4) 会員が本条第4項の義務を怠った場合

(5) 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合

(6) **会員または使用者が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員または使用者の過失に起因する場合**

(7) 前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受理した日の6日以前に生じた損害

(8) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害

(9) その他本規約および会員規約に違反する使用に起因する損害

第11条（退会）

1. 会員がETCカードを退会する場合は、所定の**方法**により当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全ETCカードを当社に返却するものとします。なお、回収後のETCカードの退会後には利用代金債権は、会員が支払の責を負うものとします。

2. 使用者がETCカードを退会する場合は、**当社所定の方法**により当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、退会する使用者のETCカードを当社に返却するものとします。

第12条（再発行）

1. ETCカードの再発行は、当社所定の方法で届出を行って当社が適当と認めた場合に限ります。この場合、会員は当社所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。

(2024年4月改定)

個人情報の取扱いに関する同意事項

第1条（個人情報の収集・保有・利用等）

1. 本規約またはその予定者および会員の代表者または入会申込者の代表者（以下総称して「使用者等」という）は、本規約（入会申込みおよび使用者の届出を含む。以下同じ）を含む当社との取引や与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記①から⑨の情報（以下これを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集（収集、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む）・保有・利用するものと同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること、および、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民情報の写し・戸籍謄抄本・除籍簿等）を市区町村に提出し住民票・住民情報の写し・戸籍謄抄本・除籍簿等）の交付を受け連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。

①申込み時または入会後に会員または使用者等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入したまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、勤務先、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、資産、負債、収入、在留資格に関する情報その他の情報（以下総称して「氏名等」という）**等に関する情報**、本規約に基づき届出られた情報に関する情報、電話接続状況現在および過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報、電話接続状況現在（全国の固定電話および携帯電話の接続状況調書の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる）**状況**および電話等での問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）（略）

2. 使用者は、当社が下記に記す目的のために前項の①②③④⑤⑥⑧⑨の個人情報を利用することを同意します。（略）

第5条（会員契約が不成立の場合）

会員契約が不成立の場合であっても、使用者等が入会申込みした事実、第1条第1項に定める目的および第2条に基づき、当該契約が不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

反社会的勢力でないことと表明・確約に関する同意
反（会員の代表者（会員名義が法人の場合は、当該法人の役員等を含む。以下同じ。）および使用者は、次の（1）に規定する暴力団員等または（1）の各号のいずれかに該当する場合、（2）の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または（1）に基づき・表明・確約して虚偽の申告をしたことと判明した場合、このカード取引に際し・表明・確約しても異議を申し立てず、あわせて、私および使用者は、上記行為の期間の申告が判明し、**会員資格が取消された場合**、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとし、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私および使用者の責任となります。

(2020年4月改定)

第1条（個人情報の収集・保有・利用等）

1. 本規約または**使用者等**の予定者および会員の代表者または入会申込者の代表者（以下総称して「使用者等」という）は、本規約（入会申込みおよび使用者の届出を含む。以下同じ）を含む当社との取引や与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記①から⑨の情報（以下これを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集（収集、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む）・保有・利用するものと同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること、および、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民情報の写し・戸籍謄抄本・除籍簿等）を市区町村に提出し住民票・住民情報の写し・戸籍謄抄本・除籍簿等）の交付を受け連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。

①申込み時または入会後に会員または使用者等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入したまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、勤務先、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、資産、負債、収入、国籍、在留資格、在留期間に関する情報その他の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届出られた情報、当社届出情報に関する情報（以下これを総称して「属性情報」という）に関する情報、電話接続状況現在および過去の